

**第78号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例**

**第79号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例**

**1. 改正理由**

子育て世帯が認可保育施設を利用した際に負担する保育料を軽減することにより、区民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、東京都が実施する保育所等利用世帯負担軽減事業を活用し、第1子の保育料を無償とする。

**2. 改正内容**

認可保育園、認定こども園、地域型保育事業に在園している0から2歳の児童における第1子の月額保育料を無償とする。

- (1) 適用時期 令和7年9月分保育料より
- (2) 延べ対象者 16,786人(見込み)
- (3) 影響額 約7億円の経済的負担を軽減

**3. 対象施設**

- (1) 区立認可保育園、私立認可保育園、区立認定こども園
- (2) 私立認定こども園、地域型保育事業

**4. 補助率**

- (1) 区立認可保育園、区立認定こども園  
東京都1/2、品川区1/2
- (2) 私立認可保育園、私立認定こども園、地域型保育事業  
東京都10/10

**5. 新旧対照表**

別紙「新旧対照表(案)」のとおり

**6. 施行期日**

令和7年9月1日

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">昭和62年 3 月 30 日 条例第20号</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第4条 区長は、品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）第1条に規定する保育所において、保育の実施または幼児教育の実施を受ける児童の扶養義務者から、当該保育に係る費用を徴収する。</p> <p>2 区長は、私立保育所（都道府県および区市町村以外の者が設置する保育所をいう。）において、保育の実施を受ける児童の扶養義務者から、支援法附則第6条第4項の規定に基づき、同項に規定する保育費用を当該扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して定める額を徴収する。</p> <p>3 区長は、法第24条第5項に規定する措置または同条第6項の措置（以下「保育の措置」という。）を受ける児童の扶養義務者から、法第56条第2項の規定に基づき、法第51条第4号または第5号の措置に要する費用を徴収する。</p> <p>(費用の額の決定)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育の実施または保育の措置 <u>壹</u></p>	<p style="text-align: right;">昭和62年 3 月 30 日 条例第20号</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第4条 区長は、品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）第1条に規定する保育所において、保育の実施または幼児教育の実施を受ける児童の扶養義務者から、当該保育に係る費用を徴収する。</p> <p>2 区長は、私立保育所（都道府県および区市町村以外の者が設置する保育所をいう。）において、保育の実施を受ける児童の扶養義務者から、支援法附則第6条第4項の規定に基づき、同項に規定する保育費用を当該扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して定める額を徴収する。</p> <p>3 区長は、法第24条第5項に規定する措置または同条第6項の措置（以下「保育の措置」という。）を受ける児童の扶養義務者から、法第56条第2項の規定に基づき、法第51条第4号または第5号の措置に要する費用を徴収する。</p> <p>(費用の額の決定)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育の実施または保育の措置 <u>（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額</u></p> <p>(2) <u>保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p>

(2) 幼児教育の実施 零

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、零とする。

3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、要保護者等（令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、零とする。

4 前3項の規定にかかわらず、品川区立保育所条例第1条に規定する保育所において、保育の実施を受ける児童の扶養義務者が区の区域外に居住する場合は、当該扶養義務者から当該扶養義務者の居住する区市町村が定める額を徴収するものとする。

（納期限）

第6条 扶養義務者は、保育料を指定された納期限までに納付しなければならない。

（督促および滞納処分）

第7条 区長は、扶養義務者が納期限までに保育料を納付しないときは、期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 区長は、前項の規定により、保育料の督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

（委任）

(3) 幼児教育の実施 零

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2および別表第3において同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、零とする。

3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯 （別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第2に定める額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層（1）に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。

（納期限）

第6条 扶養義務者は、保育料を指定された納期限までに納付しなければならない。

（督促および滞納処分）

第7条 区長は、扶養義務者が納期限までに保育料を納付しないときは、期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 区長は、前項の規定により、保育料の督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

（費用の減免）

第8条 区長は、保育料の納付につき、特に必要があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、令和7年9月以後の月分の保育料について適用し、同年8月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

(品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部改正)

3 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例（平成10年品川区条例第43号）の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第5条関係）

<u>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</u>				<u>月額（児童1人につき）</u>		
<u>階層区分</u>	<u>定義</u>			<u>3歳未満児の場合</u>	<u>3歳児の場合</u>	<u>4歳以上児の場合</u>
<u>A階層</u>	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>			<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
<u>B階層</u>	<u>A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯</u>			<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
<u>C階層</u>	<u>A階層を除き区市</u>	<u>第1階層</u>	<u>今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>

	町村 民税 課税 世帯	第2 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 5,000円未満である世帯	3,000 円	0円	0円
		第3 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 5,000円以上48,700円未 満である世帯	4,000 円	0円	0円
D階 層		第1 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 48,700円以上50,500円 未満である世帯	8,000 円	0円	0円
		第2 階層 (1)	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 50,500円以上57,700円 未満である世帯	9,900 円	0円	0円
		第2 階層 (2)	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 57,700円以上59,800円 未満である世帯	9,900 円	0円	0円
		第3 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 59,800円以上68,500円 未満である世帯	11,200 円	0円	0円
		第4 階層 (1)	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 68,500円以上77,101円 未満である世帯	18,400 円	0円	0円
		第4 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が	18,400 円	0円	0円

	(2)	77,101円以上88,600円 未満である世帯			
	第5 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 88,600円以上108,600円 未満である世帯	22,800 円	0円	0円
	第6 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 108,600円以上128,500 円未満である世帯	25,800 円	0円	0円
	第7 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 128,500円以上148,600 円未満である世帯	28,300 円	0円	0円
	第8 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 148,600円以上171,600 円未満である世帯	30,500 円	0円	0円
	第9 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 171,600円以上204,900 円未満である世帯	33,000 円	0円	0円
	第10 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 204,900円以上228,800 円未満である世帯	35,000 円	0円	0円
	第11 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 228,800円以上252,900	37,100 円	0円	0円

		円未満である世帯			
第12階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が	39,000円	0円	0円	
	252,900円以上276,800円未満である世帯				
第13階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が	41,000円	0円	0円	
	276,800円以上300,800円未満である世帯				
第14階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が	42,900円	0円	0円	
	300,800円以上322,000円未満である世帯				
第15階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が	44,600円	0円	0円	
	322,000円以上338,000円未満である世帯				
第16階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が	48,000円	0円	0円	
	338,000円以上354,000円未満である世帯				
第17階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が	49,900円	0円	0円	
	354,000円以上370,000円未満である世帯				
第18階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が	54,200円	0円	0円	
	370,000円以上440,200円未満である世帯				

第19 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 440,200円以上500,200 円未満である世帯	61,000 円	0円	0円
第20 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 500,200円以上560,200 円未満である世帯	66,900 円	0円	0円
第21 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 560,200円以上665,000 円未満である世帯	71,800 円	0円	0円
第22 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 665,000円以上772,600 円未満である世帯	74,300 円	0円	0円
第23 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 772,600円以上887,500 円未満である世帯	76,400 円	0円	0円
第24 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 887,500円以上 1,031,300円未満である 世帯	76,900 円	0円	0円
第25 階層	今年度分の区市町村民 税のうちの所得割が 1,031,300円以上である 世帯	77,500 円	0円	0円

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 この表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

3 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

4 4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

別表第2（第5条関係）

<u>区分</u>	<u>月額（特定被監護者等1人につき）</u>
<u>最年長である特定被監護者等</u>	<u>別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額</u>

その他の特定被監護者等	0円
-------------	----

別表第3 (第5条関係)

区分		月額 (特定被監護者等1人につき)		
		3歳未満 児の場合	3歳児の 場合	4歳以上 児の場合
最年長である特 定被監護者等	第5条第1項第1 号に掲げる区分に 該当する場合	9,000円	0円	0円
	第5条第1項第2 号に掲げる区分に 該当する場合	7,200円	0円	0円
その他の特定被監護者等		0円		

品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
平成10年12月14日条例第43号  <u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年9月1日から施行する。</u>	平成10年12月14日条例第43号

# 改正前

別表第1（第7条関係）

延長夜間保育利用料日額（児童1人につき）

利用区分	1時間以内	1時間を超え2時間 以内	2時間を超え3時間30 分以内
A階層およびB階層	200円	400円	700円
C階層およびD階層の 第1階層から第3階層 まで	240円	480円	840円
D階層の第4階層から 第12階層まで	320円	640円	1,120円
D階層の第13階層から 第25階層まで	400円	800円	1,400円

備考

- 1 この表の階層区分については、実施条例別表第1に規定する階層区分の適用の例による。
- 2 1月の利用日数が10日を超えるときは、11日目以降の利用に係る延長夜間保育利用料の額は、この表の額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 区長は、第2条に規定する延長夜間保育の実施時間以降に保護者が児童を引き取ったときは、これを延長夜間保育とみなして、1時間につき、1時間以内の利用料を徴収することができる。

# 改正後

別表第1（第7条関係）

延長夜間保育利用料日額（児童1人につき）

各月初日の在籍児童の属する階層区分		利用区分		
階層区分	定義	1時間以内	1時間を超え 2時間以内	2時間を超え 3時間30分以内
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	200円	400円	700円
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯			
C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層 今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）		
		第2階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯		
第3階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯				
D階層	第1階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	240円	480円	840円
	第2階層(1) 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯			
	第2階層(2) 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯			
	第3階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯			
	第4階層(1) 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯			
	第4階層(2) 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯			
	第5階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯			
	第6階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が108,600円以上128,500円未満である世帯			
	第7階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が128,500円以上148,600円未満である世帯	320円	640円	1,120円
	第8階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が148,600円以上171,600円未満である世帯			
	第9階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が171,600円以上204,900円未満である世帯			
	第10階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が204,900円以上228,800円未満である世帯			
第11階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が228,800円以上252,900円未満である世帯				
第12階層 今年度分の区市町村民税のうちの所得割が252,900円以上276,800円				

	未満である世帯			
第13階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が276,800円以上300,800円未満である世帯			
第14階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が300,800円以上322,000円未満である世帯			
第15階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が322,000円以上338,000円未満である世帯			
第16階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が338,000円以上354,000円未満である世帯			
第17階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が354,000円以上370,000円未満である世帯			
第18階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が370,000円以上440,200円未満である世帯			
第19階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が440,200円以上500,200円未満である世帯	400円	800円	1,400円
第20階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が500,200円以上560,200円未満である世帯			
第21階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が560,200円以上665,000円未満である世帯			
第22階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が665,000円以上772,600円未満である世帯			
第23階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が772,600円以上887,500円未満である世帯			
第24階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が887,500円以上1,031,300円未満である世帯			
第25階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が1,031,300円以上である世帯			

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。  
なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。
- この表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。
- 4月から8月までの月分の利用料を決定する場合には、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。
- 1月の利用日数が10日を超えるときは、11日目以降の利用に係る延長夜間保育利用料の額は、この表の額に0.5を乗じて得た額とする。
- 区長は、第2条に規定する延長夜間保育の実施時間以降に保護者が児童を引き取ったときは、これを延長夜間保育とみなして、1時間につき、1時間以内の利用料を徴収することができる。

# 改正前

別表第2（第7条関係）

開園時間内延長保育利用料（児童1人につき）

利用区分 階層区分	1時間以内	1時間を超え2時間 以内	2時間を超え3時間以 内
A階層およびB階層	200円	400円	600円
C階層およびD階層の 第1階層から第3階層 まで	240円	480円	720円
D階層の第4階層から 第12階層まで	320円	640円	960円
D階層の第13階層から 第25階層まで	400円	800円	1,200円

備考

- この表の階層区分については、**実施条例**別表第1に規定する階層区分の適用の例による。
- 区長は、第3条に規定する開園時間内延長保育の実施時間以降に保護者が児童を引き取ったときは、これを開園時間内延長保育とみなして、1時間につき、1時間以内の利用料を徴収することができる。

# 改正後

別表第2（第7条関係）

開園時間内延長保育利用料（児童1人につき）

利用区分 階層区分	1時間以内	1時間を超え2時間 以内	2時間を超え3時間以 内
A階層およびB階層	200円	400円	600円
C階層およびD階層の 第1階層から第3階層 まで	240円	480円	720円
D階層の第4階層から 第12階層まで	320円	640円	960円
D階層の第13階層から 第25階層まで	400円	800円	1,200円

備考

- この表の階層区分については、別表第1に規定する階層区分の適用の例による。
- 区長は、第3条に規定する開園時間内延長保育の実施時間以降に保護者が児童を引き取ったときは、これを開園時間内延長保育とみなして、1時間につき、1時間以内の利用料を徴収することができる。

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">平成27年 3 月31日条例第18号</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 零</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 <u>零</u></p> <p>(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規</p>	<p style="text-align: right;">平成27年 3 月31日条例第18号</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 零</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 <u>アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</u></p> <p><u>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額</u></p> <p><u>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p> <p>(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規</p>

模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 零

模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。）以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、零とする。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。）別表第3および別表第4において同じ。）以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、零とする。

3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、零とする。

3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯 （別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層（1）までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層（1）に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。  
（利用者負担額の減免）

第4条 区長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、または免除することができる。

（委任）

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、令和7年9月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から特定家庭的保育事業者等が基準条例付則第2項に掲げる規定の基準を満たし、かつ、基準条例第7条の連携施設の確保をすることができた日の属する年度の末日までの間は、3号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定地域型保育を受けた場合および2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合の第3条第1項第3号アの規定の適用については、同号ア中「別表第2に定める額」とあるのは、「別表第2に定める額（当該利用者負担額が25,000円を超える場合は、25,000円）」とする。

3 施行日から特定家庭的保育事業者等が基準条例付則第2項に掲げる規定の基準を満たし、かつ、基準条例第7条の連携施設の確保をすることができた日の属する年度の末日までの間は、3号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定地域型保育を受けた場合および2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合の第3条第1項第3号イの規定の適用については、同号イ中「別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは、「別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（当該利用者負担額が20,000円を超える場合は、20,000円）」とする。

別表第1（第3条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				月額（児童1人につき）		
階層区分	定義			3歳未満 児の場合	3歳児の 場合	4歳以上 児の場合
	A階層	生活保護法による被保護世帯（ <u>単給世帯を含む。</u> ）			0円	0円
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村 民税非課税世帯			0円	0円	0円
C階層	A階層を除き区市 町村民税 課税世帯	第1階層	今年度分の区市 町村民税のうち の均等割のみの 課税世帯（所得 割非課税世帯）	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が5,000 円未満である世 帯	3,000円	0円	0円
		第3階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が5,000 円以上48,700円 未満である世帯	4,000円	0円	0円
		第1階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 48,700円以上 50,500円未満で ある世帯	8,000円	0円	0円
D階層						

		第2 階層 (1)	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 50,500円以上 57,700円未満で ある世帯	9,900円	0円	0円
		第2 階層 (2)	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 57,700円以上 59,800円未満で ある世帯	9,900円	0円	0円
		第3 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 59,800円以上 68,500円未満で ある世帯	11,200円	0円	0円
		第4 階層 (1)	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 68,500円以上 77,101円未満で ある世帯	18,400円	0円	0円
		第4 階層 (2)	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 77,101円以上 88,600円未満で	18,400円	0円	0円

		ある世帯			
第5階層	今年度分の区市町村住民税のうち の所得割が 88,600円以上 108,600円未満で ある世帯	22,800円	0円	0円	
第6階層	今年度分の区市町村住民税のうち の所得割が 108,600円以上 128,500円未満で ある世帯	25,800円	0円	0円	
第7階層	今年度分の区市町村住民税のうち の所得割が 128,500円以上 148,600円未満で ある世帯	28,300円	0円	10円	
第8階層	今年度分の区市町村住民税のうち の所得割が 148,600円以上 171,600円未満で ある世帯	30,500円	0円	0円	
第9階層	今年度分の区市町村住民税のうち の所得割が 171,600円以上	33,000円	0円	0円	

			<u>204,900円未満で ある世帯</u>			
<u>第10 階層</u>	<u>今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 204,900円以上 228,800円未満で ある世帯</u>	<u>35,000円</u>		<u>0円</u>	<u>0円</u>	
<u>第11 階層</u>	<u>今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 228,800円以上 252,900円未満で ある世帯</u>	<u>37,100円</u>		<u>0円</u>	<u>0円</u>	
<u>第12 階層</u>	<u>今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 252,900円以上 276,800円未満で ある世帯</u>	<u>39,000円</u>		<u>0円</u>	<u>0円</u>	
<u>第13 階層</u>	<u>今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 276,800円以上 300,800円未満で ある世帯</u>	<u>41,000円</u>		<u>0円</u>	<u>0円</u>	
<u>第14 階層</u>	<u>今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が</u>	<u>42,900円</u>		<u>0円</u>	<u>0円</u>	

		300,800円以上 322,000円未満で ある世帯			
第15 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 322,000円以上 338,000円未満で ある世帯	44,600円	0円	0円	
第16 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 338,000円以上 354,000円未満で ある世帯	48,000円	0円	0円	
第17 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 354,000円以上 370,000円未満で ある世帯	49,900円	0円	0円	
第18 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 370,000円以上 440,200円未満で ある世帯	54,200円	0円	0円	
第19 階層	今年度分の区市 町村民税のうち	61,000円	0円	0円	

		の所得割が 440,200円以上 500,200円未満で ある世帯			
第20 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 500,200円以上 560,200円未満で ある世帯	66,900円	0円	0円	
第21 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 560,200円以上 665,000円未満で ある世帯	71,800円	0円	0円	
第22 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 665,000円以上 772,600円未満で ある世帯	74,300円	0円	0円	
第23 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 772,600円以上 887,500円未満で ある世帯	76,400円	0円	0円	
第24	今年度分の区市	76,900円	0円	0円	

		階層	町村民税のうち の所得割が 887,500円以上 1,031,300円未満 である世帯			
		第25 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 1,031,300円以上 である世帯	77,500円	0円	0円

備考

1 この表および次表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 この表および次表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

3 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表および次表を適用する。

4 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合について

は、「今年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えてこの表および次表を適用する。

別表第2（第3条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）				
階層区分	定義	3歳未満 児の場合	3歳児の 場合	4歳以上 児の場合		
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円		
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村 民税非課税世帯	0円	0円	0円		
C階層	A階層を除き区市 町村民税 課税世帯	第1階層	今年度分の区市 町村民税のうち の均等割のみの 課税世帯（所得 割非課税世帯）	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が5,000 円未満である世 帯	2,400円	0円	0円
		第3階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が5,000 円以上48,700円 未満である世帯	3,200円	0円	0円
D階層	第1階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が	6,400円	0円	0円	

			<u>48,700円以上</u> <u>50,500円未満で</u> <u>ある世帯</u>			
		<u>第2</u> <u>階層</u> <u>(1)</u>	<u>今年度分の区市</u> <u>町村民税のうち</u> <u>の所得割が</u> <u>50,500円以上</u> <u>57,700円未満で</u> <u>ある世帯</u>	<u>7,920円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
		<u>第2</u> <u>階層</u> <u>(2)</u>	<u>今年度分の区市</u> <u>町村民税のうち</u> <u>の所得割が</u> <u>57,700円以上</u> <u>59,800円未満で</u> <u>ある世帯</u>	<u>7,920円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
		<u>第3</u> <u>階層</u>	<u>今年度分の区市</u> <u>町村民税のうち</u> <u>の所得割が</u> <u>59,800円以上</u> <u>68,500円未満で</u> <u>ある世帯</u>	<u>8,960円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
		<u>第4</u> <u>階層</u> <u>(1)</u>	<u>今年度分の区市</u> <u>町村民税のうち</u> <u>の所得割が</u> <u>68,500円以上</u> <u>77,101円未満で</u> <u>ある世帯</u>	<u>14,720円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
		<u>第4</u> <u>階層</u>	<u>今年度分の区市</u> <u>町村民税のうち</u>	<u>14,720円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>

	(2)	の所得割が 77,101円以上 88,600円未満で ある世帯			
	第5 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 88,600円以上 108,600円未満で ある世帯	18,240円	0円	10円
	第6 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 108,600円以上 128,500円未満で ある世帯	20,640円	0円	0円
	第7 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 128,500円以上 148,600円未満で ある世帯	22,640円	0円	0円
	第8 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 148,600円以上 171,600円未満で ある世帯	24,400円	0円	0円
	第9	今年度分の区市	26,400円	0円	0円



第14 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 300,800円以上 322,000円未満で ある世帯	34,320円	0円	0円
第15 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 322,000円以上 338,000円未満で ある世帯	35,680円	0円	0円
第16 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 338,000円以上 354,000円未満で ある世帯	38,400円	0円	0円
第17 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 354,000円以上 370,000円未満で ある世帯	39,920円	0円	0円
第18 階層	今年度分の区市 町村民税のうち の所得割が 370,000円以上 440,200円未満で	43,360円	0円	0円

		<u>ある世帯</u>			
<u>第19</u>	<u>今年度分の区市</u>	<u>48,800円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
<u>階層</u>	<u>町村民税のうち</u>				
	<u>の所得割が</u>				
	<u>440,200円以上</u>				
	<u>500,200円未満で</u>				
	<u>ある世帯</u>				
<u>第20</u>	<u>今年度分の区市</u>	<u>53,520円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
<u>階層</u>	<u>町村民税のうち</u>				
	<u>の所得割が</u>				
	<u>500,200円以上</u>				
	<u>560,200円未満で</u>				
	<u>ある世帯</u>				
<u>第21</u>	<u>今年度分の区市</u>	<u>57,440円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
<u>階層</u>	<u>町村民税のうち</u>				
	<u>の所得割が</u>				
	<u>560,200円以上</u>				
	<u>665,000円未満で</u>				
	<u>ある世帯</u>				
<u>第22</u>	<u>今年度分の区市</u>	<u>59,440円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
<u>階層</u>	<u>町村民税のうち</u>				
	<u>の所得割が</u>				
	<u>665,000円以上</u>				
	<u>772,600円未満で</u>				
	<u>ある世帯</u>				
<u>第23</u>	<u>今年度分の区市</u>	<u>61,120円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
<u>階層</u>	<u>町村民税のうち</u>				
	<u>の所得割が</u>				
	<u>772,600円以上</u>				

		887,500円未満である世帯			
	第24階層	今年度分の区市町村住民税のうち所得割が887,500円以上1,031,300円未満である世帯	61,520円	0円	0円
	第25階層	今年度分の区市町村住民税のうち所得割が1,031,300円以上である世帯	62,000円	0円	0円

別表第3（第3条関係）

<u>区別</u>	<u>月額（特定被監護者等1人につき）</u>
<u>最年長である特定被監護者等</u>	<u>別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層（1）までに定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額</u>

その他の特定被監護者等	0円
-------------	----

別表第4（第3条関係）

区分		月額（特定被監護者等1人につき）		
		3歳未満 児の場合	3歳児の 場合	4歳以上 児の場合
最年長である特定 被監護者等	第3条第1項第2 号アまたは同項第 3号アの区分に該 当する場合	9,000円	0円	0円
	第3条第1項第2 号イまたは同項第 3号イの区分に該 当する場合	7,200円	0円	0円
その他の特定被監護者等		0円		